

平成31年度 立川市立立川第七中学校 いじめ防止対策 基本方針

平成31年4月改訂

I いじめ問題に対する基本方針

いじめは、生徒の尊厳及び人権を脅かし、侵害するものであり、人として決して許されないものである。全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、学校は生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、全教職員が「いじめはどの学級、どの生徒にも起こり得る」という認識と危機感を常にもち、家庭・地域・教育委員会等と連携し、以下を基本的な方針として全力で取り組む。

- 1 いじめは重大な人権侵害・犯罪行為との共通理解を図り、「いじめの未然防止」「いじめを許さない学校づくり」を推進して未然防止に努める。
- 2 「いじめ対策委員会」を設置していじめの未然防止、早期発見・早期対応に努め、いじめ発生の場合はいじめられている生徒の立場に立って守り、迅速且つ的確に解決し、その後の指導について「いじめ対策委員会」を中心にして組織的に取り組む。
- 3 いじめた生徒に対しては、毅然とした対応で粘り強く指導を継続し、保護者との連携で理解と協力を得て再発防止に努める。
- 4 保護者との信頼関係を構築し、地域や関係諸機関との連携・協力を努める。
- 5 いじめを誘発・助長することが絶対にならないよう、全教職員が言語感覚を磨きながら丁寧な言葉遣いをする。

II いじめ防止の主な取組

(1) いじめの未然防止

- ① 「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止の指導計画を策定して取組を実効的に行う。「いじめ対策委員会」は、校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭、及び、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども家庭支援センター・児童相談所・主任児童委員・立川警察署・立川少年センター・他で組織する。
- ② 学校の教育活動全体を通して人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、豊かな心や望ましい人間関係を築く力を育み、互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 道徳の時間を要として全ての教育活動を通して道徳教育の充実を図り、規範意識や思いやりの心を醸成して、いじめは絶対に許されないことを自覚させ、いじめを止めようとする強い気持ちをもたせるとともに、自浄作用のある集団づくりを推進する。
- ④ 学級活動を通して、より良い生活や人間関係づくりに主体的に取り組む態度を育成し、生徒一人一人が自己有用感をもち、自己肯定感を高め、居心地が良いと感じる学校・学級づくり・学級経営を推進する。
- ⑤ 体験活動を重視した生徒会活動や学校行事の取組を通して、他者の気持ちを共感的に理解できる情操と他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。

(2) いじめの早期発見ーいじめの「見える化」ー

- ① 「企画連絡会（管理職・主幹）」・「運営委員会」・「生活指導部会」・「学年会」・「教育相談委員会」・職員室で日常的・定期的に生徒情報を共有し、組織として対応する。
- ② 日頃から「生徒たちがいるところには、教職員がいる(生徒のそばに)」ことを目指し、小さな変化を見逃さない姿勢で生徒理解に努め、小さなことでも学年会や生活指導部会等で報告し合う。また、いじめ問題等に対する指導の記録は適切に整理・保管し、進級時には的確に引き継ぐ。
- ③ 「ふれあい月間」を含め、各学期に1回「いじめに関するアンケート」を実施するとともに、「いじめ発見チェックシート」を活用していじめの確実な発見に努める。

④学級担任との二者面談（適宜）、スクールカウンセラーとの1学年生徒全員の面談（1回）等を通して、相談活動や実態把握の充実を図る。また、保護者へのきめ細かな電話連絡等を通して情報を共有するとともに信頼関係づくりに努める。

⑤周囲の生徒がいじめの兆候やいじめに気付いた時に適切な行動ができるように指導するとともに、それができる学校の雰囲気づくり、生徒との信頼関係づくりに努める。

(3) いじめ発生時の対応

①いじめに関する相談・報告を受けた場合は、可及的速やかに事実の有無を確認する。

②いじめの事実が確認された時は、学校として組織的に対応し（いじめ対策委員会を設置する）いじめを行った生徒に対して直ちにいじめを止めさせるとともに、毅然とした態度で行為の善悪を理解させ、反省・謝罪・約束させる。また、その保護者に事実を報告して継続して助言を行う。

③いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全と、落ち着いて教育を受けられる環境（別室登校等）を確保し、生徒や保護者に対する支援を継続的に行う。

④犯罪行為として取り扱われるべきと判断されるいじめに対しては、立川市教育委員会、及び、警察署等と連携して対応する。

⑤いじめが解消した後も、継続的な観察等生徒理解に努め、適切な指導・支援を行って再発防止に努める。

(4) 重大事案への対応

①立川市教育委員会と連携し、協議の上、当該事案に対する組織（「学校サポートチーム」）を設置し、解決に向けて徹底した対応を図る。「学校サポートチーム」は、立川市教育委員会・校長・副校長・生活指導主任・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども家庭支援センター・児童相談所・主任児童委員・立川警察署・立川少年センター・他で組織する。

②上記①の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③上記②の調査結果等の必要な情報は、いじめを受けた生徒・保護者等に適切に提供する。

(5) その他の取組

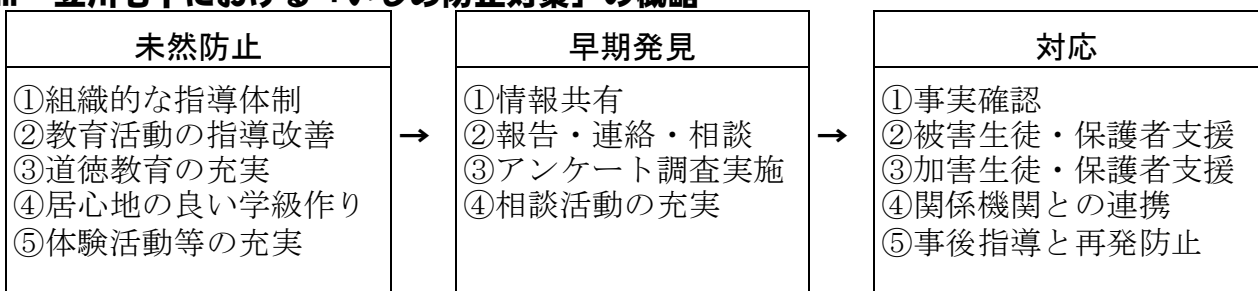
①いじめ防止等に関する職員の資質向上のため、いじめ防止に関する研修を実施する。

②いじめに対して周囲の生徒が取るべき適切な態度について指導する。

③インターネットや携帯電話を利用したいじめに対応するため、生徒の情報モラルの指導を徹底し、保護者への啓発・協力依頼を行う。また、ネット上の人権侵害に対する相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。SNS学校ルール・SNS家庭ルールを作成し、自分を守り他者に迷惑をかけない利用の仕方を身に付けさせる。

④いじめ発生の事案を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校・学級づくりへの取組を強化する。

III 立川七中における「いじめ防止対策」の概略



※早期対応の基本的な流れ

①いじめ情報のキャッチ⇒②管理職への「報告・連絡・相談」と正確な実態把握⇒

③指導体制、方針決定⇒④保護者との連携による生徒への指導・支援⇒⑤今後の対応